# フロー・チャートを使って学ぶ会計実務　第48回「仮想通貨の会計処理」

（※ 仮想通貨に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。）

## 【STEP1】「保有」か「預り」の判定

「保有」している仮想通貨か？
「預かっている」仮想通貨か？

「預かっている」仮想通貨

「保有」している仮想通貨

## 【STEP2】保有する仮想通貨の会計処理

**（1） 仮想通貨の売却時の会計処理**

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、仮想通貨を売却した場合、仮想通貨の売却損益を売買の合意が成立した時点において認識（約定日基準）する。

**（2） 期末評価**

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨の期末評価は、仮想通貨の活発な市場が存在する場合と存在しない場合で異なる。

① 仮想通貨の活発な市場が存在する場合

保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、市場価格と帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。

② 仮想通貨の活発な市場が存在しない場合

保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失とする。なお、翌期以降、当該損失を戻し入れることはできない。

## 【STEP3】預かっている仮想通貨の会計処理

**（1） 仮想通貨に係る資産及び負債の認識**

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意により仮想通貨を預かった場合、預かった仮想通貨を資産として認識する。当該資産の当初認識時の帳簿価額は、預かった時の時価とする。

また、同時に預託者に対する返還義務を負債として認識する。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、資産の帳簿価額と同額とする。

**（2） 期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額**

仮想通貨交換業者は、預託者から預かった仮想通貨に係る資産の期末の帳簿価額について、仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨と分離したうえで、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、【STEP2】の（2）と同様の方法により評価を行う。

また、預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とし、預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の期末評価からは損益を計上しない。

## 【STEP4】注記事項

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨、及び仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨について、以下の注記が必要である。

ただし、仮想通貨利用者は、仮想通貨利用者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。また、仮想通貨交換業者は、期末日において保有する仮想通貨及び預託者から預かっている仮想通貨の合計額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。

（1） 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
（2） 仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
（3） 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日に保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。
ただし、貸借対照表価額が僅少な仮想通貨については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。

なお、上記注記は、計算書類では必ずしも求められていない。

PRCnet